

障害者虐待の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化されている

- ① 従業者への研修実施（義務）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務）

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示。

【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③ 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 入所系・通所系のサービスにおいては、運営基準に事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
- 訪問系サービスにおいても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

【運営基準に追加すべき規定の内容】（令和5年3月現在全て義務）

- ① 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

【減算の取り扱い】

令和5年4月からは、対象となる全てのサービスについて、運営基準の①から④を満たしていない場合、基本報酬を減算する。
(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)

- 虐待防止、身体拘束適正化に関する国の通知や規定・指針（例）は、下のURLのページの中段に掲載。
→ <https://www.pref.miyagi.jp/site/syofuku-top/ks24009.html>